

令和6年度食育優良活動表彰の開催（予定）について

別紙「酒田市食育・地産地消推進委員会 食育優良活動表彰応募要領」に基づき、令和6年度も実施予定。

1 主な内容

・表彰の対象

市内で食育を推進する活動に取り組み、市内に本社、事業所又は住所を置く個人又は団体を対象とする。

・表彰の対象活動

表彰は、次に掲げる活動のいずれかに該当するものを対象として行う。

- (1)若い世代の食を見直し、生涯健康に食を楽しむことを推進する活動
- (2)地域の食文化や伝統を学び、次世代に伝える活動
- (3)地元の食材に関心を持ち、誇りにすることにつながる活動
- (4)その他食育を推進する活動

・表彰の審査について

次に掲げる団体の委員会委員で構成される審査委員会を開催し、受賞者を決定する。

	所属団体名
1	東北公益文科大学
2	酒田市小学校長会
3	酒田市食生活改善推進協議会
4	庄内みどり農業協同組合
5	酒田市袖浦農業協同組合
6	山形県漁業協同組合
7	すくすくあぐりネット
8	酒田市グリーン・ツーリズム推進協議会
9	酒田市農林水産部

・表彰の件数について

優れた取組に優良活動賞2点以内を授与する。

2. 実施スケジュール（予定）

- R 6. 4～6 表彰対象の募集（市広報・市HP等で周知）
 R 6. 8 審査委員会の開催
 R 6.10 表彰式

○酒田市食育・地産地消推進委員会 食育優良活動表彰応募要領

(令和5年4月1日)

(目的)

第1 食育を推進するためには、農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動、教育活動又はボランティア活動を通じて、食育に取り組む者による取組が市内で幅広く行われることが重要である。

このため、市内で食育に取り組む者を対象として、その功績を称えるとともに、その取組内容を広く市民に周知し、優れた取組が市内に展開していくことを目的として表彰を行う。

(実施主体)

第2 表彰は、酒田市食育・地産地消推進委員会(以下「委員会」という。)が主催する。

(表彰の対象者)

第3 表彰は、市内で食育を推進する活動に取り組み、市内に本社、事業所又は住所を置く個人又は団体を対象とする。

(表彰の対象活動)

第4 表彰は、次に掲げる活動のいずれかに該当するものであって、概ね2年以上の期間(新たな活動であって、短期間で波及効果が期待されるものにあっては、1年を超える期間)にわたり行われているものを対象として行う。

(1)若い世代の食を見直し、生涯健康に食を楽しむことを推進する活動

(2)地域の食文化や伝統を学び、次世代に伝える活動

(3)地元の食材に関心を持ち、誇りにすることにつながる活動

(4)その他食育を推進する活動

(表彰の応募)

第5 応募は自薦・他薦は問わないものとし、推薦の手続きについては、委員会の長(以下、「委員長」という。)が別に定める。

(審査委員会)

第6 委員長は、別表第1に掲げる団体の委員会の委員で構成される審査委員会を開催する。

2 審査委員会の委員(以下、「審査委員」という。)は、委員長が委嘱することとし、審査委員会の長は、審査委員の互選により選任する。

3 審査委員は事務局が取りまとめた応募書類及び添付書類について、別表第2の審査基準に基づき、厳正な審査を行う。

4 審査委員が審査の対象となる者と利益相反の関係にある場合、該当する審査委員は、当該案件の採点行為から除く。

(受賞者の決定)

第7 受賞者は、審査委員会で決定する。

(表彰者)

第8 表彰は、委員長が行う。

(表彰の件数)

第9 優れた取組に優良活動賞2点以内を授与する。

(表彰の方法等)

第10 表彰は、表彰状に副賞を添えて行う。表彰の時期は、委員長が別に定める。

(庶務)

第11 この表彰に係る庶務は酒田市食育・地産地消推進委員会 食育優良活動表彰運営事務局(以下、「事務局」という。)が行い、事務局は酒田市農林水産部農政課に置く。

(その他)

第12 この要領に定めのない事項で、表彰の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この応募要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第6の1関係)

	所属団体名
1	東北公益文科大学
2	酒田市小学校長会
3	酒田市食生活改善推進協議会
4	庄内みどり農業協同組合
5	酒田市袖浦農業協同組合
6	山形県漁業協同組合
7	すくすくあぐりネット
8	酒田市グリーン・ツーリズム推進協議会
9	酒田市農林水産部

別表第2(第6の3関係)

審査基準

審査項目		審査の視点
創造性	他の模範となる、創意工夫に富んだ活動であること。	取り組みの内容やプロセスが創意工夫に富んでおり、他の参考となるか。
継続性	計画的に実施される活動であって、継続性が見込まれるもの。	今後の取組について具体的な計画があり、継続する見通しがあるか。
有効性	活動の対象者の年代やライフステージ等に応じた活動であること。	年代やライフステージ等に応じた対象者の食育への関心が高まる活動内容であるか。
波及性	波及効果が大きいと見込まれる活動であること。	広く情報発信等を行うなど、開かれた活動であるか。
実践性	対象者の行動につながる実践的な活動であること。	活動のテーマが(1)～(4)のいずれか又は複数に該当し、対象者が食育を意識し行動する契機になり得るものであるか。 (1)若い世代の食を見直し、生涯健康に食を楽しむことを推進する活動 (2)地域の食文化や伝統を学び、次世代に伝える活動 (3)地元の食材に関心を持ち、誇りにすることにつながる活動 (4)その他食育を推進する活動

○酒田市食育・地産地消推進委員会 食育優良活動表彰推薦の手続き等について
(令和5年4月1日)

酒田市食育・地産地消推進委員会 食育優良活動表彰応募要領（令和5年4月1日付け、以下「応募要領」という。）第5及び第12の規定に基づき、推薦の手続き等に関し必要な事項について、以下のとおり定める。

記

第1 推薦対象

応募要領第3に掲げる者とする。

第2 推薦の方法

- (1) 推薦を行おうとする者は、酒田市食育・地産地消推進委員会 食育優良活動表彰推薦調書（様式第1号）（以下「推薦調書」という。）により応募することとする。
- (2) 推薦に際しては、推薦調書に食育活動の経歴、表彰の対象の理由となる功績等を具体的に記載することとする。
- (3) 複数の者が連携・協働して行う活動の場合は、代表する1者を推薦する。
- (4) 推薦する活動については、酒田市食育・地産地消推進計画と齟齬がないものであることとする。
- (5) 過去に本表彰において受賞歴がある場合、受賞時と類似の内容に対しては、同じ賞を授与しないこととする。
- (6) 受賞者の公表後に、重大な法令違反が明らかになった場合、その他受賞者としてふさわしくない行為を行ったとき、又は応募書類に虚偽の内容や不正があった場合は、受賞を取り消すこととする。

(様式第1号)

酒田市食育・地産地消推進委員会 食育優良活動表彰推薦調書

令和 年 月 日

◆推薦活動の概要 (※は団体の場合のみ記載)

個人の氏名または団体の名称	(ふりがな)			
住所または所在地	〒			
※代表者 (職・氏名)				
※担当者 (職・氏名)				
※団体の構成	構成員 名			
連絡先 (団体の場合、担当者の連絡先)	TEL		FAX	
	メールアドレス		@	
ホームページURL (あれば記入)				
過去の受賞歴 (該当する欄に○を付けてください)		なし		
		あり (受賞歴を下記にご記入ください)		
		⇒表彰式名	【	】
		⇒表彰主催者	【	】
	⇒受賞年	【	年】	
	⇒表彰式名	【	】	
	⇒表彰主催者	【	】	
	⇒受賞年	【	年】	
対象活動	該当する活動に○を付けてください。複数ある場合は、重点をおいている順に「①、②・・・」の表記で順位を付けてください。			
		若い世代の食を見直し、生涯健康に食を楽しむことを推進する活動	地域の食文化や伝統を学び、次世代に伝える活動	
		地元の食材に関心を持ち、誇りにすることにつながる活動	その他食育の推進 (具体的に：)	

◆推薦元情報 (ご自身でご応募される場合、次の欄は記載不要です)

上記の方を推薦いたします (推薦について、本人の了解を必ず得てください。)			
推薦者氏名等	所属	職	
	氏名		
推薦者連絡先	TEL		FAX
	メールアドレス		@
推薦理由			

◆推薦活動の内容 「活動名（一言 PR）」以外の欄に文字数制限はありません

活動名（テーマ名） （一言 PR、70 文字以内）		
活動開始時期、活動年数 （複数の取組がある場合は、 最も長いものを記入）	昭和・平成・令和 年 月	年
活動を始めたきっかけ （動機や目的）		
活動の理念 （メインテーマや目標）		
活動の詳細 （具体的に実施した取組の 回数や内容、参加対象者、参 加者数などを簡条書きで簡 潔に記載）		
活動の創意工夫 （取組内容や取り組む過程 での工夫、地域の特性やアイ デアを活かした工夫の内容）		
活動の成果、どのような効 果があったか （対象者の食育への関心度、 貢献度）		
活動の情報発信手段 （発信ツール、発信回数）		
活動の波及 （地域や他団体との連携、地 域からの評価、活動の広が り）		
今後の活動予定 （今後の取組の予定や計画、 今後の抱負や目標）		

◆**確認事項** (他者からの推薦の場合でも、次の欄は推薦活動の対象者が確認のうえ、記載してください)

個人情報等に関する取扱い	応募に際し提出された情報は、審査以外の目的で使用することはありません。ただし、受賞者の情報については、事例紹介及び食育活動 PR のため、確認のうえ市ホームページ等に掲載することがありますのでご了承ください。
応募に際しての欠格事由等	<p>次に該当する方は、応募ができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破産者で復権を得ない者 ・刑事事件に関して、現に起訴されている者 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から 10 年を経過しない者 ・罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から 5 年を経過しない者 ・執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者 ・その他表彰することが適当でないと認められる者
<p>○個人情報等に関する取扱いについて了承します。 ○欠格事由等についていずれにも該当しません。</p> <p style="text-align: center;">氏名または代表者名 _____</p>	

◆**その他 (添付資料・提出方法)**

<p>1 添付資料について 活動内容に関する以下の資料がありましたら、推薦調書に添付のうえ提出してください。なお、添付された資料等は返却いたしません。</p> <p>(1) 新聞記事や会報誌、または活動対象者へ向けたアンケート等の結果 (2) 活動の様子が分かる写真やパンフレット、またはチラシ 写真は画像ファイルのままではなく、A4判の word または excel ファイルに貼付し、取組内容などの説明を付けてください。</p> <p>2 応募書類の提出方法について 郵送かメールによりご提出ください。メールで提出する場合は、1通 15MB を目安としてください。15MB を超えると届かない場合がありますのでご注意願います。 郵送される場合は、期限までに届くよう余裕をもって送付してください。(締め切り当日消印有効)</p>

◆**推薦に関する問い合わせ先**

<p>〒998-8540 山形県酒田市本町2-2-45 酒田市食育・地産地消推進委員会 食育優良活動表彰運営事務局 (酒田市農林水産部農政課総合農政係内)</p> <p>TEL:0234-26-5792 FAX:0234-26-6483 e-mail:nosei-3@city.sakata.lg.jp</p>
<p>事務局記入欄 到着日 年 月 日</p>
<p>整理番号No.</p>